

【相談内容】

No84.直轄診断の要件などについて

- (1)直轄診断を実施してもらう場合、費用負担はどうか？また、市町村の費用負担が発生する場合、いつまでに費用を準備しなければならないなど、費用負担の事務手続きフローなどがあれば助言を頂きたい。
- (2)修繕代行、メンテ補助等の実施は、具体的にどのような状態であれば依頼できるのか？

【助言内容】

- (1) 直轄診断実施における地方公共団体の費用負担はない。
- (2) 修繕代行事業は、道路法第17条第6項に基づいて実施される。
よって、修繕代行事業は、診断の結果や地域の実情、修繕に求められる技術力等に応じての実施となる。

(道路法第17条 第6項より)

国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

（次頁に続く）

【助言内容】 ※前頁の続き

- ・修繕代行事業については、道路法第17条第6項の規定による国土交通大臣が行う事業となる。一方で道路メンテナンス事業補助の国の補助については、「道路メンテナンス事業を行う地方公共団体に対し、当該事業に要する費用となる。
- ・よって、（事業主体が異なるため、）修繕代行事業の地方負担分に道路メンテナンス事業補助を充当することは出来ない。